

旅券（パスポート）、査証（ビザ）のご案内

- パスポートはすでにお持ちですか？
- パスポートの有効期限は、今回の渡航先の必要残存期間を満たしていますか？
- 査証(ビザ)が必要な国への渡航ではございませんか？

⇒ パスポートをまだお持ちでないお客様や有効期限が不足しているお客様はパスポートの申請手続きが必要です。
⇒ 査証が必要な国への渡航で、弊社へ手配をご依頼をいただいていない場合、ご自身で査証申請手続きが必要です。
手続きに数週間かかる場合もございますのでご注意ください。

◎この一覧表は【日本国籍】で、【弊社募集型企画旅行の期間内】で、【観光目的】の渡航の場合に適用される条件です。

上記の条件に該当されない場合は、必ず訪問国の在日大使館へご自身でお問い合わせください。

(例) 弊社ツアーの日数を超過して現地へ滞在する場合、外国籍の場合、観光目的以外の渡航の場合等

◎下記は2022年4月1日現在の情報を基に記載しており予告なく変更となる場合がございます。
詳しくは訪問国の在日大使館でご確認ください。旅券の残存期間が少ない方は、お早目の更新をおすすめいたします。

アメリカ

渡航先	旅券必要残存期間	査証
アメリカ（ハワイ含む）	帰国時まで有効なもの（入国時90日以上が望ましい）	90日以内の観光は、ESTA（電子渡航認証）を取得する事で不要（注1）（注2）

(注1) 「ビザ免除プログラムの改定及びテロリスト渡航防止法」により、米国査証免除プログラム(VWP)参加国の国籍の他にイラン、イラク、シリア、スーダン、北朝鮮のいずれかの国籍を持つ二重国籍の保有者、あるいは2011年3月1日以降、イラン、イラク、シリア、北朝鮮、スーダン、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある方は査証の取得が必要です。

(注2) ESTA（電子渡航認証）の申請は、米国税関国境局（CBP）のウェブサイトより行えます。 <https://www.cbp.gov/travel/international-visitors/esta>

ヨーロッパ

渡航先	旅券必要残存期間	査証
イギリス	帰国時まで有効なもの（査証欄余白、表裏連続2頁以上必要）	6ヶ月未満の滞在は不要
フランス★（注1）（注2）	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白見開き2頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ドイツ★（注1）（注2）	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要
ベルギー★（注1）（注2）	シェンゲン領域を最後に離れる日から3ヶ月以上（査証欄余白連続3頁以上必要）	あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在は不要

★印= シェンゲン協定加盟国（26ヶ国）

(注1) シェンゲン協定加盟国においてビザ免除で短期滞在が認められる期間はあらゆる180日の期間内で最大90日間です。

『あらゆる180日の期間内で最大90日間の滞在』とは

今回の旅行で、最後に訪問するシェンゲン協定加盟国を出国する日から180日遡った日までの期間で、トランジットでの通過、あるいは帰国を挟んでの複数回の滞在を含め、全てのシェンゲン協定加盟国での通算訪問日数が90日以内であることを言います。

また、シェンゲン協定加盟国内では、最初の到着地で入国審査があり、最後の出国地で出国審査が行われます。

(注2) 無査証滞在の条件として、旅行期間をカバーする海外旅行保険の加入が望ましいとされています。

アジア

渡航先	旅券必要残存期間	査証
シンガポール	入国時6ヶ月以上	30日以内の滞在は不要
タイ	入国時6ヶ月以上	空路入国の場合、30日以内の観光は不要

オセアニア

渡航先	旅券必要残存期間	査証
オーストラリア	帰国時まで有効なもの	3ヶ月以内の観光は、ETA（電子渡航許可）を事前に取得する事で不要（注1）

(注1) ETA（電子渡航許可）の申請は、オーストラリア移民国境警備省のウェブサイトより行えます。 <https://www.eta.immi.gov.au/ETAS3/etas?locale=ja&submit=cancel>